

第51回衆議院議員総選挙の公示及び
第27回最高裁判所裁判官国民審査の告示にあたって

有権者の皆様、本日、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査が公示及び告示され、2月8日に投票が行われることになりました。

申すまでもなく、選挙は民主主義の基盤をなすものであり、政治が果たす役割がますます重要となっている現在、主権者たる国民が政治に参加する最も大切な機会であります。

わが国の代表者を選ぶのは、選挙における主役である、私たち国民であり、皆様方自身であります。有権者の皆様一人ひとりの自由な意思により、全員が投票に参加されることを期待しております。

特に、若い世代の有権者の皆様には、自分達の一票がわが国の未来を決めるという自覚に立ち、必ず投票されますよう強く望むものであります。

なお、仕事や学業、旅行等で選挙期日当日に投票できない方は期日前投票を行うことができますので、この制度を積極的に活用し、投票に参加されるようお願い申し上げます。

また、政党、候補者及び選挙運動関係者の皆様には、選挙のルールを守り、明るくきれいな選挙を実現されるよう、良識ある行動を切に望むものであります。

令和8年1月27日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋